



# 島根県報

平成20年 5 月 7 日 (水)  
第 1,980 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 ( 2 件 )	( 地 域 福 祉 課 )	1
生活保護法の規定による介護機関の指定	( " )	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	( " )	2
土地改良区の役員の就任及び退任 ( 2 件 )	( 農 村 整 備 課 )	3
土地改良区の定款変更の認可 ( 2 件 )	( " )	5
保安林の指定	( 森 林 整 備 課 )	5
保安林予定森林	( " )	5
保安林の指定施業要件の変更 ( 2 件 )	( " )	6
道路の区域の変更	( 道 路 維 持 課 )	7
道路の供用開始	( " )	9

### 公 告

都市計画決定の図書の縦覧 ( 2 件 )	( 都 市 計 画 課 )	9
都市計画変更の図書の縦覧	( " )	10

## 告 示

### 島根県告示第397号

生活保護法 ( 昭和25年法律第144号 ) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
心療内科漢方松江駅前クリニック	松江市東朝日町136 - 2	平成20年 4 月15日
心療内科漢方松江クリニック	松江市学園一丁目 7 - 35	平成20年 4 月15日

### 島根県告示第398号

生活保護法 ( 昭和25年法律第144号 ) 第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施 術 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あさの接骨院	松江市上乃木9丁目20-2	平成20年4月16日

島根県告示第399号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人まごころサービス松江センター	松江市古志原一丁目14番1号	認知症対応型共同生活介護	グループホームまごころの家	松江市古志原一丁目14番1号	平成20年4月16日
特定非営利活動法人まごころサービス松江センター	松江市古志原一丁目14番1号	認知症対応型共同生活介護	グループホームまごころの家・さいか	松江市雑賀町386番地	平成20年4月16日
特定非営利活動法人コミュニティサポートいづも	出雲市里方町116番地	訪問介護	特定非営利活動法人コミュニティサポートいづも	出雲市里方町116番地	平成20年4月16日
特定非営利活動法人コミュニティサポートいづも	出雲市里方町116番地	介護予防訪問介護	特定非営利活動法人コミュニティサポートいづも	出雲市里方町116番地	平成20年4月16日
株式会社SWAN	松江市浜乃木3-3-26	居宅介護支援事業	居宅介護支援センタースワン	松江市浜乃木3-3-26	平成20年4月21日
医療法人社団創健会	松江市上乃木3-4-1	居宅介護支援事業	在宅療養支援センターあんしん	松江市上乃木2-27-21	平成19年3月1日

島根県告示第400号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人社団創健会	松江市上乃木3-4-1	居宅介護支援事業	松江記念病院	松江市上乃木3-4-1	平成19年3月1日
社団法人 出雲医師会	出雲市塩冶有原町2-19	訪問看護	出雲医師会立 平田訪問看護ステーション「コスモス」	出雲市平田町2112-1	平成20年3月31日

## 島根県告示第401号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 邑智郡川本町土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

樋口 忠三 邑智郡川本町大字川本1565  
尾崎 順和 邑智郡川本町大字三俣66  
遠藤 幸秀 邑智郡川本町大字川本1958 - 2  
中木 克紀 邑智郡川本町大字因原350 - 1  
大畑 隆志 邑智郡川本町大字川下3437 - 1  
徳永 信義 邑智郡川本町大字湯谷1027  
伊藤 隆男 邑智郡川本町大字小谷52  
山根 昭久 邑智郡川本町大字三俣135  
坂根 剛 邑智郡川本町大字三原680  
山下 辰三 邑智郡川本町大字田窪309  
市原 義弘 邑智郡川本町大字南佐木407  
木村 國樹 邑智郡川本町大字湯谷371 - 2

## 監事

原 幸男 邑智郡川本町大字北佐木206  
竹下 禎彦 邑智郡川本町大字三原149 - 6  
上田 武人 邑智郡川本町大字小谷174

## 2 就任年月日

平成19年 7 月 9 日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

樋口 忠三 邑智郡川本町大字川本1565  
尾崎 順和 邑智郡川本町大字三俣66  
遠藤 幸秀 邑智郡川本町大字川本1958 - 2  
左田野 武 邑智郡川本町大字因原249  
大畑 隆志 邑智郡川本町大字川下3437 - 1  
徳永 信義 邑智郡川本町大字湯谷1027  
伊藤 隆男 邑智郡川本町大字小谷52  
石田 哲夫 邑智郡川本町大字湯谷885  
坂根 剛 邑智郡川本町大字三原680  
山下 辰三 邑智郡川本町大字田窪309  
市原 義弘 邑智郡川本町大字南佐木407  
木村 國樹 邑智郡川本町大字湯谷371 - 2

## 監事

原 幸男 邑智郡川本町大字北佐木206  
竹下 禎彦 邑智郡川本町大字三原149 - 6

上田 武人 邑智郡川本町大字小谷174

島根県告示第402号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

奥出雲町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 安部 文夫 仁多郡奥出雲町大呂1711番地
- 長谷川徳巳 仁多郡奥出雲町三沢344番地 2
- 小早川貞利 仁多郡奥出雲町下横田230番地 2
- 福田 岩男 仁多郡奥出雲町下阿井442番地
- 山脇 憲一 仁多郡奥出雲町小馬木582番地
- 大谷 隆寿 仁多郡奥出雲町竹崎550番地 2
- 田邊 彰一 仁多郡奥出雲町竹崎1450番地 1
- 磯田 勲 仁多郡奥出雲町上三所825番地 1
- 和泉 芳邦 仁多郡奥出雲町横田1185番地
- 三谷 静夫 仁多郡奥出雲町三所806番地
- 佐々木敏視 仁多郡奥出雲町小馬木239番地
- 勝部 定次 仁多郡奥出雲町稲原908番地
- 石原 勝次 仁多郡奥出雲町亀嵩1539番地 1

監事

- 石原 淳男 仁多郡奥出雲町中村735番地
- 長谷川 昭 仁多郡奥出雲町下阿井98番地 1
- 糸原 功 仁多郡奥出雲町八川2045番地 1

2 就任年月日

平成20年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 安部 文夫 仁多郡奥出雲町大呂1711番地
- 長谷川徳巳 仁多郡奥出雲町三沢344番地 2
- 小早川貞利 仁多郡奥出雲町下横田230番地 2
- 米原 敏智 仁多郡奥出雲町亀嵩1924番地
- 福田 岩男 仁多郡奥出雲町下阿井442番地
- 山脇 憲一 仁多郡奥出雲町小馬木582番地
- 大谷 隆寿 仁多郡奥出雲町竹崎550番地 2
- 田邊 彰一 仁多郡奥出雲町竹崎1450番地 1
- 磯田 勲 仁多郡奥出雲町上三所825番地 1
- 和泉 芳邦 仁多郡奥出雲町横田1185番地
- 三谷 静夫 仁多郡奥出雲町三所806番地

佐々木敏視 仁多郡奥出雲町小馬木239番地

勝部 定次 仁多郡奥出雲町稲原908番地

監事

石原 淳男 仁多郡奥出雲町中村735番地

長谷川 昭 仁多郡奥出雲町下阿井98番地 1

系原 功 仁多郡奥出雲町八川2045番地 1

---

島根県告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、益田市土地改良区の定款変更を平成20年 4 月25日付けで認可した。

平成20年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

---

島根県告示第404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、邑智郡瑞穂土地改良区の定款変更を平成20年 4 月25日付けで認可した。

平成20年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

---

島根県告示第405号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成20年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市大塚町字八脇谷2745 - 1、2746、2747、2747 - 1、2748、字古老美ヶ峰2749、字尽シ谷2751、字白間谷2752、字尽シ谷2753

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第406号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿足郡吉賀町六日市1416 - 2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第407号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
江津市都治町94、1789
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第408号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市旭町都川2509 - 7、2522 - 6、2545 - 2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第409号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長			
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町真田2212番3地先から同地先まで	前	メートル 28.00～ 54.00	メートル 35.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所	災害防除工事 拡幅	
			後	39.00～ 59.00	35.00			
県 道	海潮穴道線	松江市穴道町上来待64番7地先から同町東来待1658番3地先まで	前	9.50～ 127.00	1,242.00	松江県土整備事務所	道路改良工事 拡幅及び減幅 河川管理者へ返還 土地所有者への返還	
			後	10.00～ 27.00	1,242.00			
"	玉湯吾妻山線	松江市玉湯町大谷191番3地先から同221番1地先まで	前	4.00～ 21.00	458.00		道路改良工事 拡幅 片側歩道設置	
			後	12.00～ 27.00	448.00			
"	草野横田線	安来市広瀬町西比田1039番1地先から同1774番地先まで	前	A	7.00～ 9.50	195.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管 換地
				B	13.50～ 25.80	257.00		
			後	B	13.50～ 25.80	257.00		

"	木次横田線	仁多郡奥出雲町上三所620番2地先から同611番4地先まで	前	5.00~ 10.00	197.20	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	道路改良工事 拡幅	
			後	6.00~ 24.00	197.20			
"	出雲奥出雲線	出雲市野尻町311番5地先から同町424番地先まで	前	5.00~ 24.00	450.00	出雲県土整備事務所	道路改良工事 拡幅	
			後	8.00~ 43.00	450.00			
"	川本波多線	大田市三瓶町志学字井出ノ段口1004番1地先から同町志学字東畑口1014番1地先まで	前	A	6.00~ 9.00	150.00	県央県土整備事務所大田事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	8.00~ 51.00	173.00		
			後	B	8.00~ 51.00	173.00		
"	"	大田市三瓶町志学字東畑口1004番1地先から同町志学字湯ノ谷口1016番1地先まで	前	41.00~ 51.00	55.00	減幅 市道移管		
			後	23.00~ 37.00	55.00			
"	"	大田市三瓶町志学字湯ノ谷口1016番1地先から同町志学字下市庭口971番5地先まで	前	A	5.00~ 11.00	281.00		
				B	12.00~ 41.00	89.00		
			後	B	12.00~ 41.00	89.00		
"	"	大田市三瓶町志学字下市庭口971番5地先から同町志学字植松口962番地先まで	前	33.00~ 48.00	114.00	減幅 市道移管		
			後	26.00~ 38.00	114.00			
"	"	大田市三瓶町志学字植松口962番地先から同町志学字杉ノ以後口828番地先まで	前	7.00~ 73.00	88.00	減幅 市道移管		
			後	26.00~ 37.00	88.00			
"	"	大田市三瓶町志学字杉ノ以後口828番地先から同町志学字殿居ノ前口482番2地先まで	前	A	4.00~ 11.00	366.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管	
				B	15.00~ 49.00	652.00		
		後	B	15.00~ 49.00	652.00			
		大田市三瓶町志学字杉ノ以後口828番地先から同町志学字澤田口453番2地先まで						

島根県告示第410号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	261号	江津市桜江町谷住郷2703番 1 地先から同3006番 1 地先まで	メートル 340.00	平成20年 5 月 7 日	浜田県土整備事務所	
"	187号	鹿足郡吉賀町真田2211番 1 地先から同2212番 3 地先まで	75.00	平成20年 5 月 7 日	益田県土整備事務所 津和野土木事業所	
県 道	海潮穴道線	松江市穴道町上来待64番 7 地先から同町東来待1658番 3 地先まで	1,240.00	平成20年 5 月 7 日	松江県土整備事務所	
"	本庄福富松江線	松江市西尾町1290番184地先から同市西川津町2123番 2 地先まで	486.60	平成20年 5 月 7 日		
"	木次横田線	仁多郡奥出雲町上三所620番 2 地先から同611番 4 地先まで	197.20	平成20年 5 月 7 日	雲南県土整備事務所 仁多土木事業所	

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第 1 項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
仁摩都市計画臨港地区
- 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第 1 項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
温泉津都市計画臨港地区
- 2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
大田都市計画臨港地区
- 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課